

伊那市
重層的支援体制整備事業
実施計画

2023（令和5）年 3月

伊那市保健福祉部福祉相談課

目次

1	はじめに	1
2	重層的支援体制整備の実施について モデル事業から重層的支援体制整備事業への取り組み経緯	3
3	重層的支援体制整備事業実施計画の策定	5
4	一体的実施のための5つの項目	6
5	重層的支援体制整備事業において実施する事業	13

1 はじめに

国では、少子高齢化、人口減少、地域での支え合い機能の脆弱化や、担い手不足等が進む中、すべての人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めるため、令和2年（2020年）7月に社会福祉法の改正を行い、地域づくりの再構築も視野に入れて、対象者の属性を問わない相談支援や多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体化する「重層的支援体制整備事業」を令和3年（2021年）4月、社会福祉法第106条の4に規定しました。

この事業の目標は複雑化・複合化した地域住民の支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を整備することであり、住民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、互いを尊重し合いながら、安心して暮らしていけるまちづくりを目指すものです。

2 重層的支援体制整備の実施について

（1）重層的支援体制整備事業の概要

これまでの社会保障制度は、各分野における典型的なリスクや課題を想定し、高齢者、障がい者、児童、生活困窮など、属性別・対象者のリスク別の制度を発展させ、専門的な支援を充実させてきました。

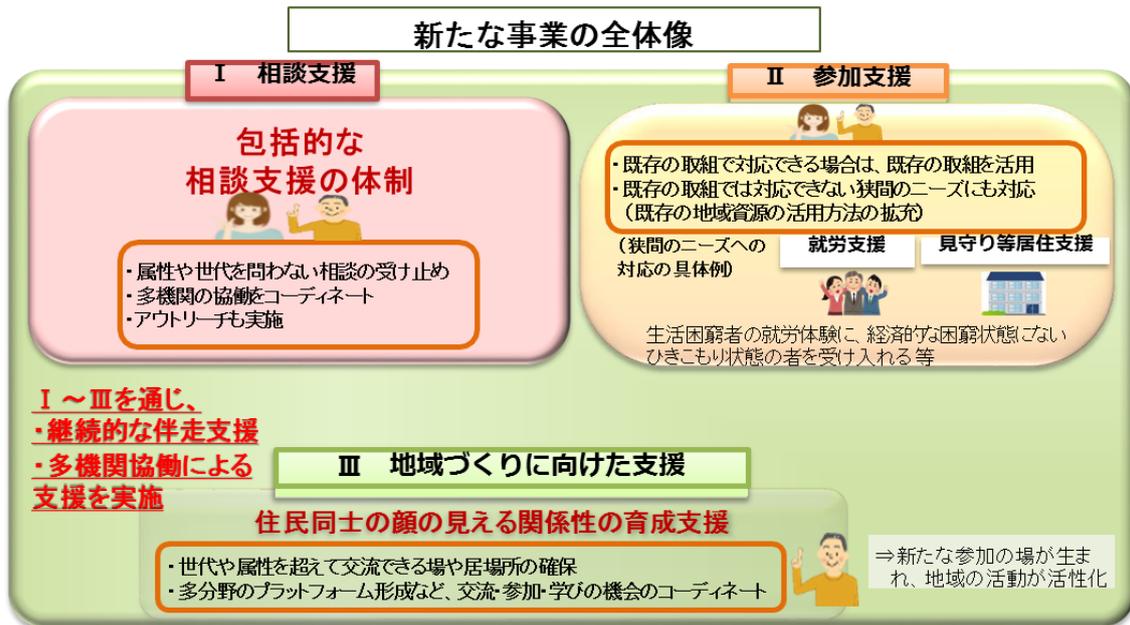
しかしながら、近年の福祉現場では、少子高齢化や核家族化、地域コミュニティの希薄化などが進む中、一つの世帯に複数の課題が存在している状態、例えば、80代の親が50代の子ども生活を支える「8050問題」や、介護と子育ての時期を同時に迎える「ダブルケア」、ヤングケアラー問題、ひきこもり問題など個人や世帯全体が社会から孤立している状態が見受けられ、従来の支援体制ではケアしきれないケースが発生しており、必要な支援が届いていない可能性があります。

そのような中、重層的支援体制整備事業（以下本事業）では、市町村が制度の縦割りを解消し、これまで分野ごと実施していた、相談・地域づくりに関連する事業の補助を、重層的支援体制整備事業交付金として一体的に執行できるようになります。

そして、本事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける伴走支援体制を構築することを目的に、「対象の属性を問わない相談支援」、「多様な参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとしています。

伊那市で行う重層的支援体制整備事業は、新たな窓口等を作るものではなく、市全体の支援関係機関が既存の取り組みを活用して、属性を問わない包括的な支援体制を構築することによって、伊那市地域福祉計画（平成31年3月改正）で目標とする「誰もが安心して暮らし、参加することができる地域社会」の実現を目指すものです。

重層的支援体制整備事業全体像 イメージ図

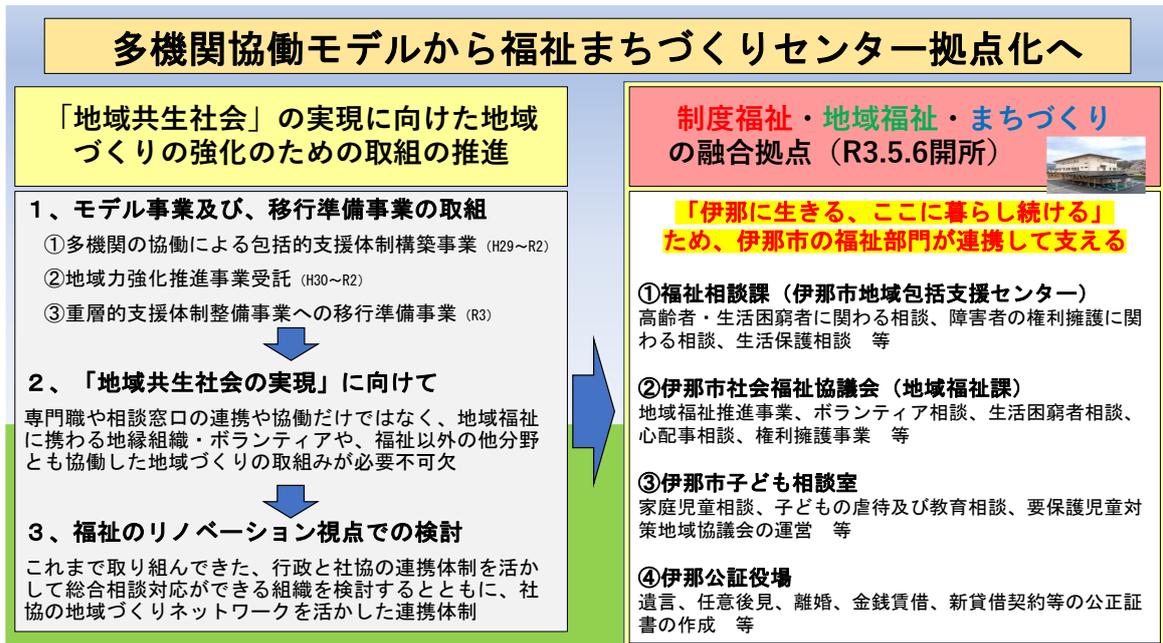


※厚生労働省資料より

重層的支援体制整備事業 事業概要（社会福祉法第106条の4第2項）

事業名		事業内容
I 相談支援	包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・支援機関のネットワークで対応する ・複雑化・複合化した課題は多機関協働事業へつなぐ
	多機関協働事業（新）	<ul style="list-style-type: none"> ・市全体で包括的な相談支援体制を構築する ・重層的支援体制整備事業の中核を担う（全体調整、マネジメント） ・支援関係機関の役割分担
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（新）	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
II 参加支援 参加支援事業（新）		<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う ・利用者ニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

(2) モデル事業から重層的支援体制整備事業への取り組み経緯



①モデル事業の成果

伊那市では、2017 年度から「多機関の協働による包括的支援体制整備構築事業」に取り組むとともに、地域福祉を基盤とする「地域力強化推進事業」を追加実施し、地域福祉の推進を図りながら「福祉相談の総合窓口」を拠点化しました。それが、「福祉まちづくりセンター」の整備です。

その拠点には、行政の「福祉相談課」と社会福祉協議会の「地域福祉課」の事務所が同じフロアに配置され、さらに「子ども相談室」とも隣接することで、子どもの相談への対応も連携強化されました。「福祉まちづくりセンター」の整備は、重層的支援体制整備事業の根幹となる「体制整備」に相当するものとなったのです。

②移行準備事業の取組み内容

このように行政と社協の官民協働方式が、準備段階でも推進され、本格的な実施にむけての準備が進むことになりました。官民の協働方式の具体的な内容の一つとして、相談支援の包括化については、モデル事業等を通して基盤が形成されおり、行政（官）が庁内連携を含め、よりその体制を整備していくのに対して、社会福祉協議会（民）は、地域福祉の基盤を生かしながら、参加支援や地域づくりの事業展開を重視していく方法を担う、という行政と社会福祉協議会の協働の関係性があります。

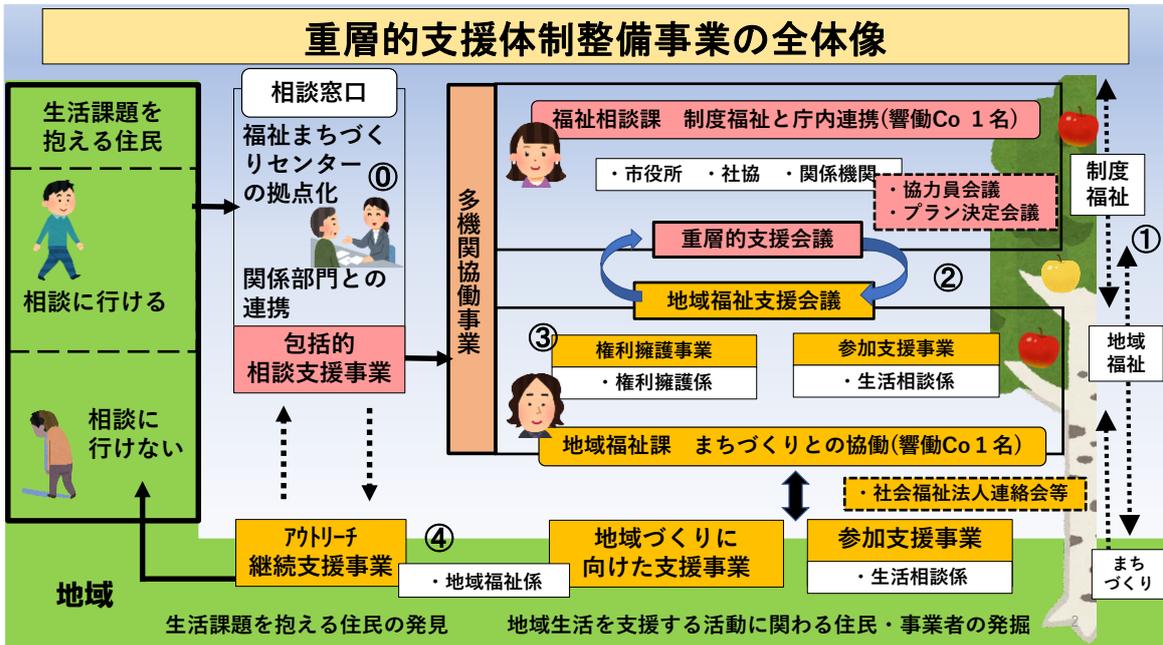
また、社会福祉協議会が担ってきた権利擁護事業に対する地域福祉としての意義や^{※(1)}地域福祉コーディネーターを地域福祉推進の人材として、充実させることも確認しました。

また、移行準備の過程の取り組みについて^{※(2)}評価研究プロジェクトに参加するなかで、第三者からの評価においても、これらの点が有効であることが確認されました。

※(1) 地域住民や様々な団体等とともにネットワークを組織し、住民活動の活性化及び地域生活課題解決への取組を推進する専門職

※(2) 厚生労働省の令和3年度社会福祉推進事業「重層的支援体制整備事業による体制整備に向けた市町村内の事業実施体制の評価指標の開発に関する調査・研究事業」

(3) 重層的支援体制整備事業の全体像（伊那市版）

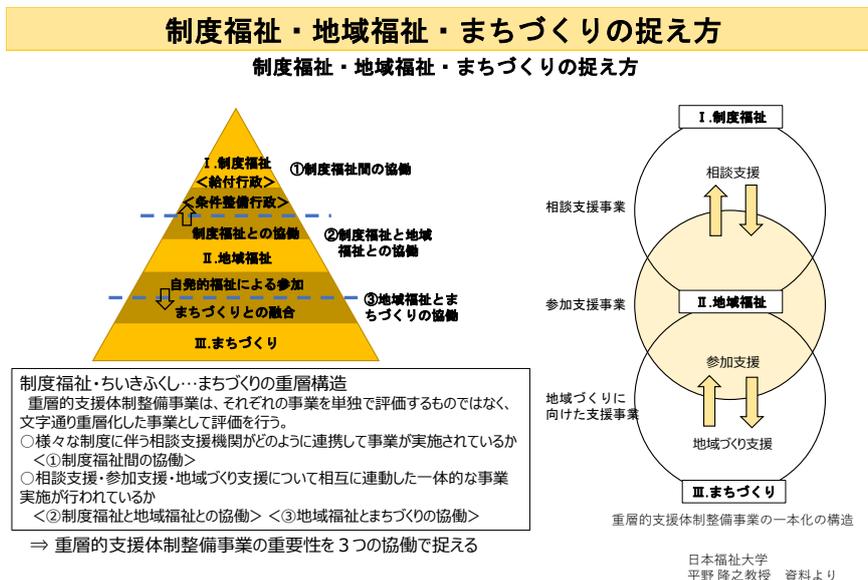


評価研究プロジェクトの参加のなかで、重層的支援体制整備事業の全体像を構想することが協議され、伊那市の取組みの特徴点の整理とともに、上記の全体像（図）が作成されています。

特徴は、①～④の番号に相当する構造的な整理にあります。4つの特徴を整理すると、以下のようになります。

- ①「制度福祉」と「地域福祉」と「まちづくり」の重層性と事業の一体化
- ②重層的支援会議＋地域福祉支援会議の2層性と対応する響働コーディネーターの配置
- ③権利擁護支援事業を取り入れた重層的支援体制整備事業の展開
- ④アウトリーチ等継続支援事業を地域づくりの一環としての位置づける

とくに、制度福祉と地域福祉とまちづくりの重層性については、以下の参照図をもとに構想したものです。



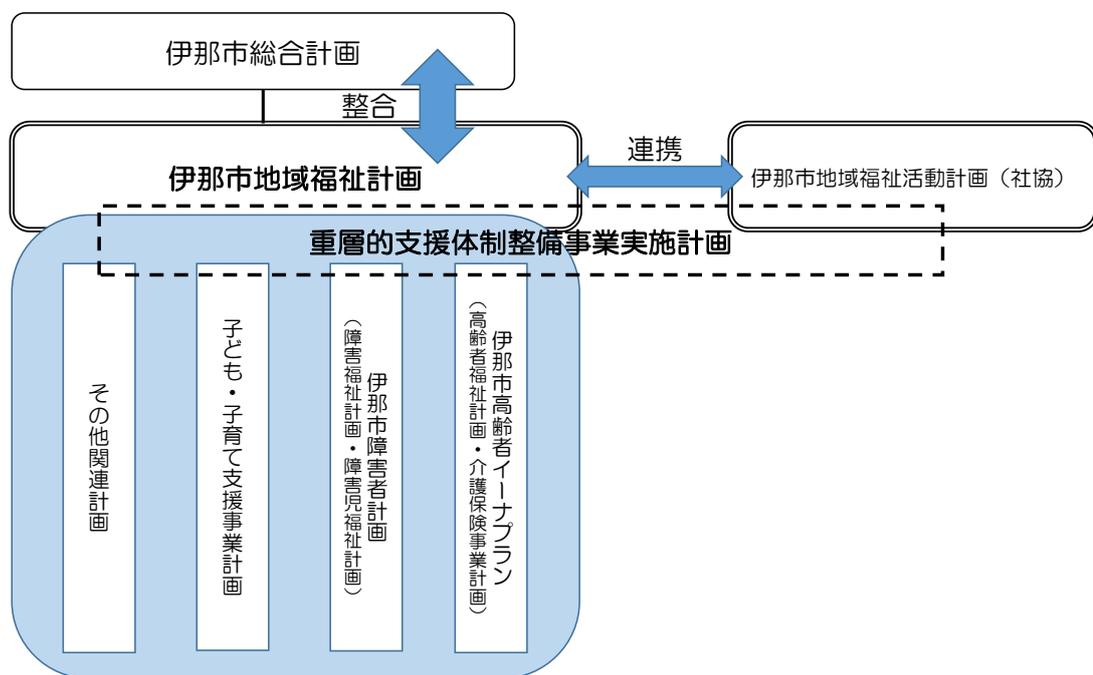
3 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

(1) 計画の位置づけ

本事業の実施にあたっては、社会福祉法第106条の5において、実施計画を策定することが規定されており、この計画は、その規定の基づき策定するものです。

また、本計画の上位計画である「伊那市地域福祉計画（平成31年3月改正）」の理念に基づき、地域共生社会の実現に向け、より積極的に地域福祉を推進するものです。

併せて、「伊那市総合計画」や各分野の計画及び伊那市社会福祉協議会が策定した「伊那市地域福祉活動計画」とも整合・連携を図っていきます。



(2) 2つの計画からの成り立ち

この計画は次ページ以降の「一体的実施のための5つの項目」からなる体制整備の計画と、13ページ以降の「個別事業計画」（支援プログラムの計画）の2つの計画から成り立っています。

(3) 計画の進行管理

本事業の実施にあたっては、庁内関係各課や各分野の相談支援機関窓口との連携と、地域の実情に合わせた実施体制の構築が必要となります。また、本計画は事業実施の具体的な内容であること、社会福祉法の改正や、社会情勢・福祉環境等の変化等が想定されることなどを踏まえ、本事業に関わる保健福祉部関係各課、伊那市社会福祉協議会、地域福祉支援会議のメンバー等と事業評価に合わせ毎年度見直しを行います。

4. 一体的実施のための5つの項目

伊那市では、庁内外の連携において保健福祉分野と伊那市社会福祉協議会を主として保健福祉部重層的支援会議と地域福祉支援会議にて、関係機関との調整を図ります。

また、本事業の実施にあたって、以下の5点を基本項目とすることとします。

事業実施の5つの項目

<1>行政と社協との協働体制（福祉まちづくりセンターの運営強化）

<2>「多機関協働事業」及び「響働コーディネーター」の役割と「重層的支援会議」の重層的運営の方法：「包括的相談支援事業」の充実にむけて

<3>「5つの重層的支援体制整備事業＋権利擁護支援事業」における諸事業間の関連性「参加支援事業」の幅広い展開を視野に

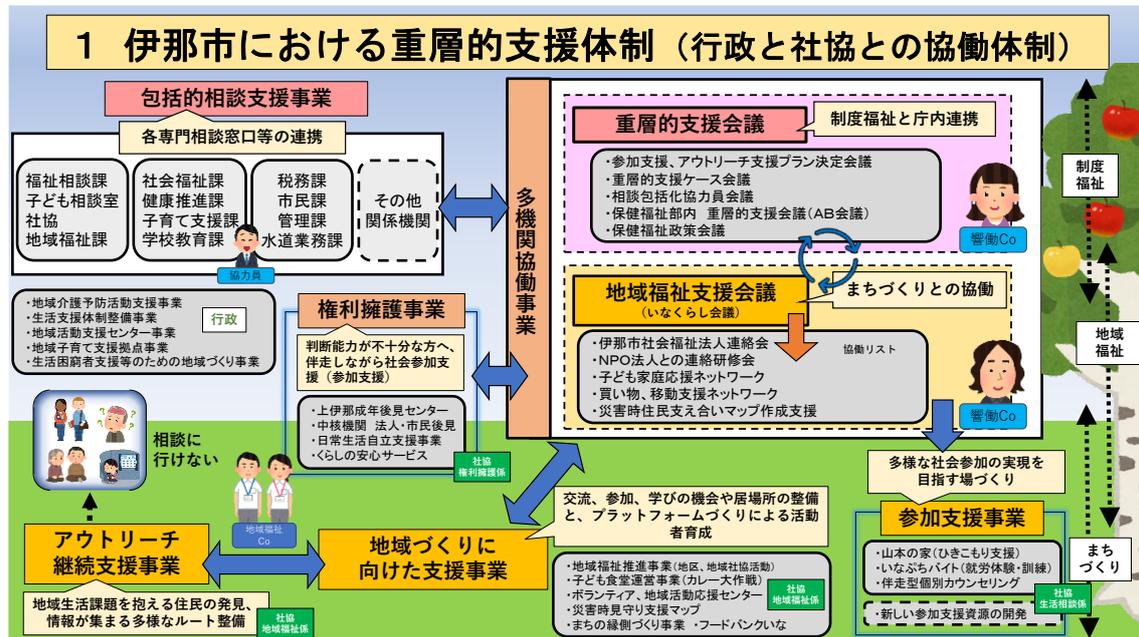
<4>地域づくりの広範な事業展開のための「人材・つながりの場」の発掘：地域共生社会の基盤づくり

<5>「地域づくりに向けた支援事業」の展開：地域共生社会の姿を目指して「アウトリーチ」×「参加支援事業」×「地域づくりに向けた支援事業」

事業実施項目<1>

行政と社協との協働体制（福祉まちづくりセンターの運営強化）

～行政と社協との協働体制から見た重層的支援体制整備事業（各機関の事業分担）～



(1) 重層的支援体制整備事業に求められる「官民協働」の中心を担う行政と社協の協働体制整備

すでに、移行準備のなかで確認された「官民協働方式」を体制整備として位置づけます。官民の協働方式の重要な柱は、1つが、行政(官)が庁内連携を含めた相談支援の包括化、もう1つが、社会福祉協議会(民)による地域福祉の基盤を生かしながら、参加支援や地域づくりを行う事業展開です。また、社会福祉協議会が担ってきた権利擁護事業の参加支援との強化や、地域福祉コーディネーター等を含めた地域福祉を推進するための人材の充実も図る必要があります。

(2) 包括的相談支援における庁内連携と社協の部門関連連携

「第1次伊那市総合計画後期基本計画」及び「伊那市地域福祉計画」において、総合的機能を持った福祉相談窓口の整備、多様な福祉ニーズに対応できる相談窓口体制の充実や地域包括ケアシステムの推進を図ること、としてきました。具体的には、「竜北地域交流センター(仮称 福祉まちづくりセンター)個別施設計画(平成30年6月)」において、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会や福祉行政に関係する組織の事務所の集約が提案され、福祉まちづくりセンターの改築とともに実現されました。

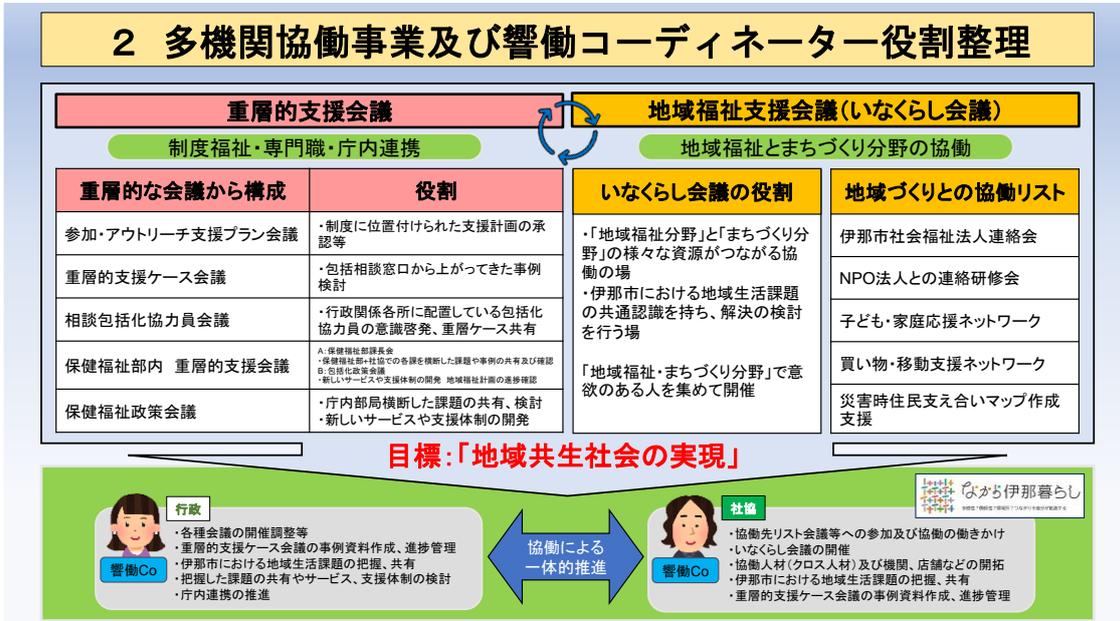
一方、伊那市社会福祉協議会においては、伊那市が行う総合相談体制構築に向け、伊那市と一体となって福祉に係る相談体制と地域福祉の推進を強化する必要があることから、組織改編を行い、令和元年度より地域福祉課を配置しました。課内には、多様な主体と連携を図りながら地域福祉の推進を行う地域福祉係、判断能力が不十分な利用者への伴走支援を行う権利擁護係、生活困窮者支援を中心とした生活相談係の3係を配置しました。福祉まちづくりセンターの改築に伴い、両者がワンフロアで事業を行うことにより、行政の福祉相談課の機能を補完する形になっています。

事業実施項目<2>

「多機関協働事業」及び「響働コーディネーター」の役割と

「重層的支援会議」の重層的運営の方法

～包括的相談支援事業の充実に向けて「多機関協働事業」の2軸の運営～



(1) 重層的支援会議と地域福祉支援会議(いなくらし会議)との役割分担

重層的支援体制整備事業において、多機関協働事業の事業的な位置づけとして求められている会議は、左側の「重層的支援会議」のみですが、地域共生社会の実現に向けた体制整備としては、地域づくり分野の地域資源(場・人)との協働は必要不可欠と考えるため、右側の「地域福祉支援会議(いなくらし会議)」を位置づけ、それぞれの運営のために行政および社協に響働コーディネーターを配置し、両者が連携することにより一体的な推進を図っています。

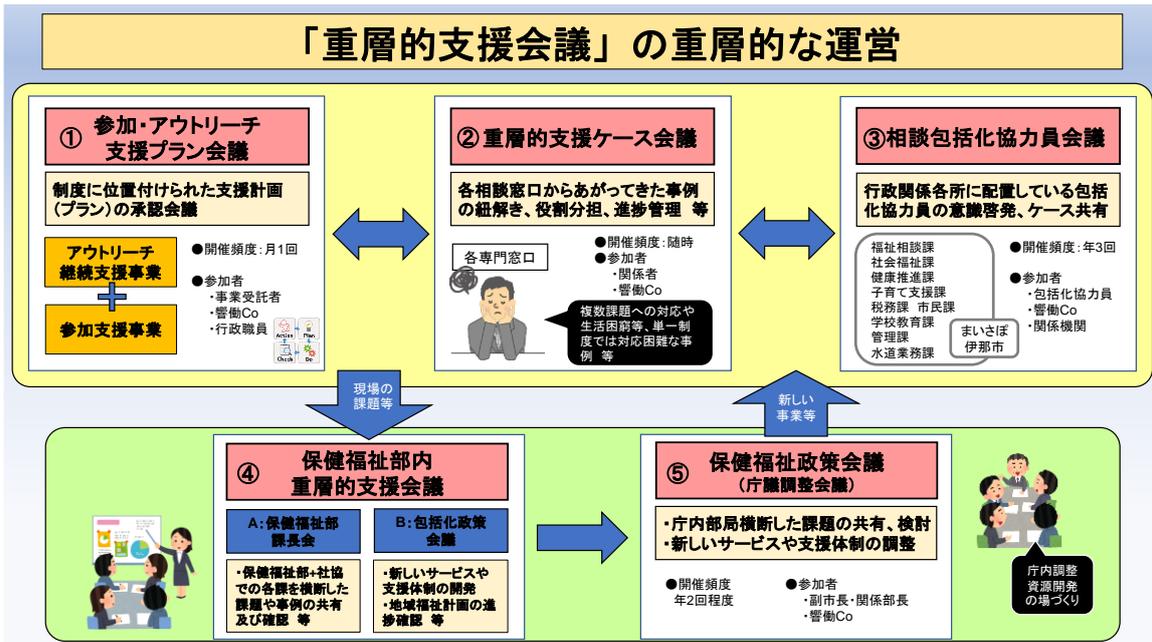
(2) 「響働コーディネーター」の役割分担

多機関協働事業での役割として、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、

- ①相談者等が抱える課題の把握、②プランの作成、③相談支援機関等との連絡調整、④相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言を行うこと、として位置付けています。

伊那市では「響働コーディネーター」という名称で、行政と社会福祉協議会のそれぞれに1名ずつ配置し、重層的支援体制整備事業全体の推進を図る役割として、連携のための場としての各種会議運営や多様な関係機関とのつながりをコーディネートしています。

「重層的支援会議」の重層的運営の方法



(1) 重層的支援会議の重層的な運営方法

個別支援をめぐる支援会議と政策協議の会議を結び付ける「狭義の重層的支援会議」

参加・アウトリーチ支援プラン会議・・・・・・・・①

・参加支援・アウトリーチ等継続支援事業を利用する際に、作成する支援プランの承認等をするための会議

(2) 既存のネットワーク会議との連携 包括的相談支援事業の展開

個別支援をめぐる支援プラン会議・ケース会議・包括化協力員会議の連携強化

重層的支援ケース会議・・・・・・・・②

・行政の各相談窓口から寄せられる、複合的な課題を抱える事例の紐解き、役割分担、進捗管理等を行う会議

相談包括化協力員会議・・・・・・・・③

・行政及び社協の関係各所に配置している包括化協力員の意識啓発や重層的支援ケース等の情報共有及び、それぞれの部署で顕在化している課題把握のための会議

(3) 保健福祉政策会議への反映とフィードバック

事業計画の進行管理として取組む：評価活動の定期的な集約と事業計画への反映

保健福祉部内重層的支援会議・・・・・・・・④

・保健福祉部課長会などの既存の会議を活用しながら、包括化協力員会議で把握された課題や、保健福祉部内及び社協内を横断した課題や事例の共有を行う。

また、保健福祉部内における、新しいプロジェクトの計画や支援体制の検討を行うとともに、本計画の進行について確認をする会議

保健福祉政策会議(庁議調整会議)・・・・・・・・⑤

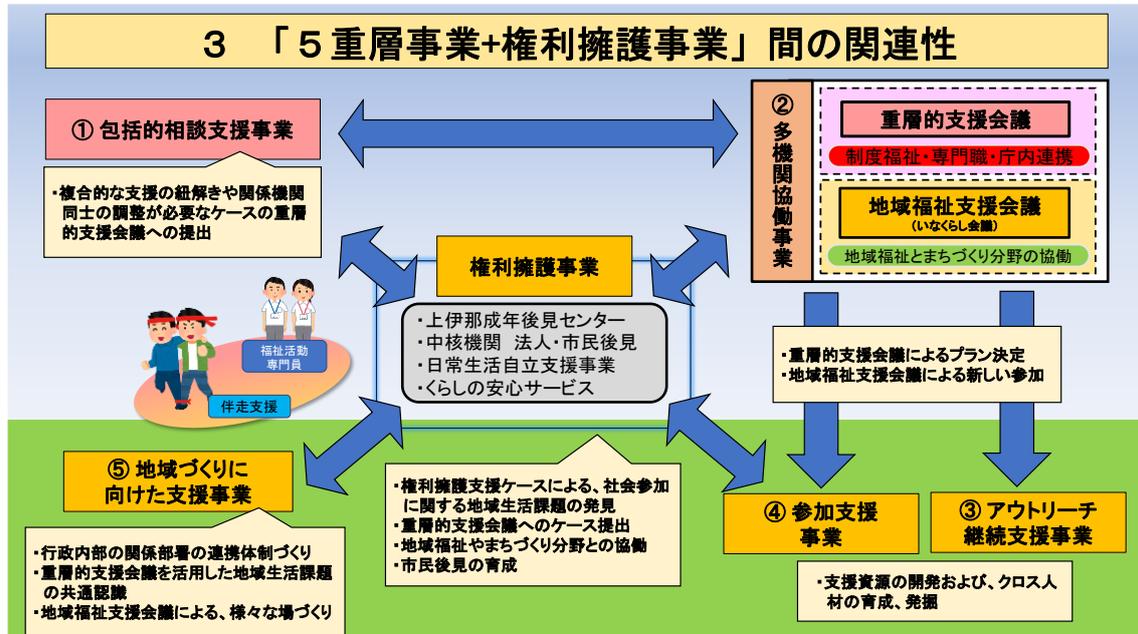
・庁内部局横断した課題の共有、検討を行うとともに、新しいサービスや支援体制の全市的な調整を行う会議

事業実施項目<3>

「5つの重層的支援体制整備事業+権利擁護支援事業」における

諸事業間の関連性

～参加支援事業の幅広い展開を視野に～



「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」と定義されています。地域共生社会は誰もが役割のある社会であり、「誰も」の中には病気や障害などで判断能力が不十分な住民も含まれています。これまで、「受け手」としてのみ認識されてきたそれらの方へ、伴走支援をしながら地域社会へ主体として参加するための権利擁護支援活動が、より求められるようになって考えられ、重層支援的体制整備事業においては、参加支援として位置付けています。

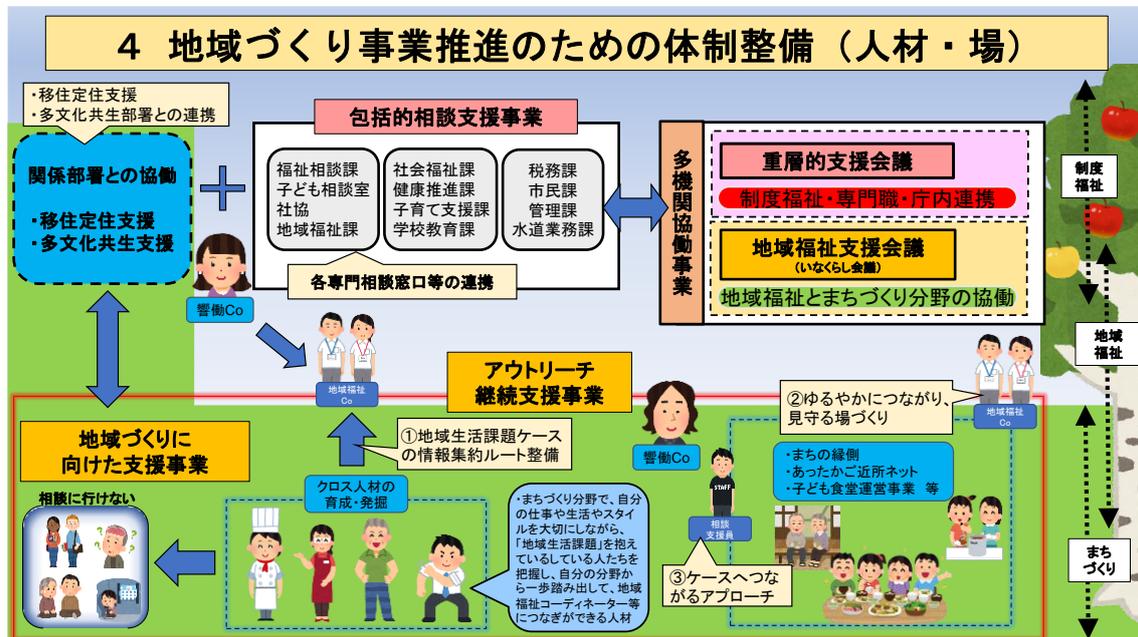
権利擁護支援は、伴走支援を基本としながら、重層支援体制整備事業における5つの事業すべてに権利擁護支援は関わる形になっています。それぞれの事業と連携しながら、具体的には、社会参加に関する地域生活課題の発見、重層的支援会議へのケース提出、地域福祉やまちづくり分野との協働、市民後見人等の育成等を行うことが求められます。

令和3年3月31日に「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について（通知）」が発出され、今後はこれまで以上に権利擁護支援と地域共生社会づくりの連携の重要性が高まっていくと考えられています。

事業実施項目<4>

地域づくりの広範な事業展開のための「人材・つながりの場」の発掘

～地域共生社会の基盤づくり～



(1) 地域共生社会の実現に向けた、新たな行政部署との連携促進

第3次伊那市地域福祉計画において、海外に由来を持つ住民の支援が課題となっています。また、移住者の地域社会への定住や、人口減少に伴う地域自治のあり方等についても課題があり、文化交流課や地域創造課との連携を行いつつ、新たに顕在化してきた地域生活課題に対してプロジェクト的に取り組みを行います。

(2) 地域づくりをリードする「クロス人材」の育成・発掘

まちづくり分野で、自分の仕事や生活やスタイルを大切にしながら、自分の分野から一歩踏み出して「本業+α」で活動している人たちを把握し、福祉的な視点を持った「クロス人材」として育成しつつ人材のリスト化を行います。

「クロス人材」は、これまで相談窓口を入口とした制度福祉分野では把握しにくい、潜在化している地域生活課題や、それを抱える住民を発見した際に、地域福祉コーディネーターにつなぎがができる情報集約ルートとして整備を行います。

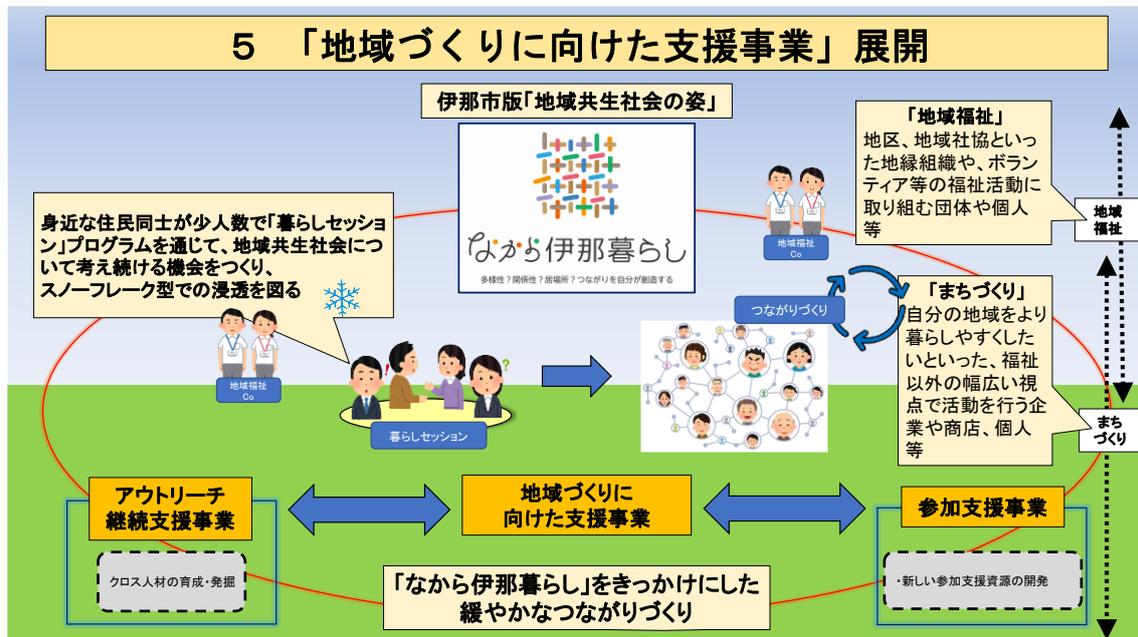
(3) 多様なつながり・見守る場作り

「まちの縁側」「子どもの未来応援隊」「あったかご近所ネット」等、これまで地域づくりに向けた支援事業等で整備してきた、お互いさまの気持ちでつながり合う多様な住民参加の場を継続発展するとともに、そこにクロス人材等が関わることによって、潜在化した課題を抱える住民とのつながり、発見の場としても活用を行い、地縁、血縁、職縁につづく「第4の縁」づくりを推進します。また、クロス人材が活躍できる多様な場をすることで、まちづくり分野とのより一層の連携を行うとともに、人と人とのつながりそのものがセーフティネットの基礎となるよう、地域づくり支援事業の充実を行います。

事業実施項目<5>

「地域づくりに向けた支援事業」の展開

～地域共生社会の姿を目指して～



(1) 地域福祉とまちづくりをつなぐ

これまで伊那市社会福祉協議会を中心に、地区・地域社会福祉協議会といった地縁組織や、ボランティア等の福祉活動に取り組む団体や個人との連携等で住民の地域福祉活動を推進してきました。しかし、「自らの地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた想いのもと、まちづくり分野で活動している住民が、地域福祉コーディネーター等と関わりを深める中で、福祉的支援を必要とするケースや、地域生活課題への気づきを得ていく過程が見られました。地域共生社会の実現に向けて企業や商店、住民自治などの様々なまちづくり分野の社会資源とつながることで、多様な社会参加の場づくりと地域社会の持続の両方を目指します。

(2) 地域福祉コーディネーターとアウトリーチ担当の新たな役割

地域における重層的なセーフティネットを確保していく観点からも、住民をはじめ多様な主体の参画による地域活動を普及・促進することが必要になります。地域活動の多様性を踏まえ、各主体に対し積極的な活動への参画を、柔軟かつ積極的に促す方策など環境整備を推進するため、地域づくりに向けた支援事業の知見を活かして、地域福祉コーディネーター役割の一つに、アウトリーチ継続支援事業や参加支援の推進を位置付けます。

(3) 「暮らしセッションプログラム」の実施

地域力強化推進事業(モデル事業)の一環として、伊那市版地域共生社会の姿として「なから伊那暮らし」という標語、シンボルマーク、及び住民向け研修プログラムの開発を行いました。「暮らしセッションプログラム」を通じて身近な住民同士が少人数で集まり、地域共生社会について考え続ける機会をつくることで、スノーフレーク型での浸透と意識啓発を図ります。

5 重層的支援体制整備事業において実施する事業(社会福祉法第106条の4第2項各号)

(1) 重層的支援体制整備事業における実施体制の全体像

伊那市では、既存の相談支援体制や地域づくりに関する事業を最大限に活用しながら、重層的な支援、断らない相談を意識づけ、連携を図り相談体制の充実を図っていきます。

区分	実施する事業	実施体制	
相談支援	地域包括支援センターの運営[第1号のイ]	地域包括支援センターの運営 【対象者】一般住民 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【支援機関】伊那市地域包括支援センター(基幹型) みすず地域包括支援センター(ランチ) はるとみ地域包括支援センター(ランチ) 西みのわ地域包括支援センター(ランチ) 高遠地域包括支援センター(サブ) 長谷地域包括支援センター(サブ) 【実施内容】高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で暮らせるように「保健、医療、福祉の向上」「介護予防ケアマネジメント」「高齢者の総合相談支援」などの業務に加え、年齢・属性を問わない相談及び地域包括ケアシステムの構築を進める 【所管課】福祉相談課	既存事業
	障害者相談支援事業[第1号のロ]	障害者等相談支援事業 【対象者】障害者等 【実施方式】長野県社会福祉事業団へ委託 【圏域】上伊那圏域 【支援機関】上伊那圏域障がい者総合支援センターきらりあ 【実施内容】障害者の福祉に関することについて、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、関係機関との連携及び権利擁護を含めた支援等を行う。 【所管課】社会福祉課	既存事業

	利用者支援事業[第1号のハ]	利用者支援事業 【対象者】妊産婦、乳幼児及びその保護者 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【支援機関】健康推進課 【実施内容】妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を行う。 【所管課】健康推進課	既存事業
	生活困窮者自立相談支援事業 [第1号の二]	自立相談支援事業 【対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等 【実施方式】伊那市社会福祉協議会へ委託 【圏域】市内全域 【支援機関】まいさほ伊那市 【実施内容】生活困窮者に関する包括的・継続的相談、自立へのサポート、相談支援員による窓口・手続の同行支援等 【所管課】福祉相談課	既存事業
地域への支援	地域介護予防活動支援事業 [第3号のイ]	一般介護予防事業（いきいきサポーター養成） 【対象者】一般住民 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【登録者数】90人 【実施内容】介護予防のためのオリジナル体操を中心に、介護予防推進員となる住民の育成、養成講座を年1回開催、講座終了後のフォローアップを行う 【所管課】福祉相談課	既存事業
		一般介護予防事業（地域介護予防支援事業補助金） 【対象者】住民が主体で行う介護予防体操グループ 【実施方式】直営 【圏域】市内全域 【対象講座】全50教室（うち31教室が補助対象） 【実施内容】運動を中心に行う、住民主体の通いの場の教室継続・支援のために講師料の補助を行う。 【所管課】福祉相談課	

	<p>一般介護予防事業（イ〜ナ介護支援ボランティアポイント事業）</p> <p>【対象者】65歳以上</p> <p>【実施方式】伊那市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【登録者数】412人(令和4年度)</p> <p>【実施内容】介護保険事業所等の受入機関でボランティア活動を行うことで事業所の支援とボランティア活動を行う高齢者の社会参加と介護予防につなげるため、ポイント付与を行い、ポイントに応じた交換品を受け取ることができる。</p> <p>【所管課】福祉相談課</p>	
生活支援体制整備事業[第3号のロ]	<p>生活支援体制整備事業</p> <p>【対象者】一般住民</p> <p>【実施方式】伊那市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】地区・地域社会福祉協議会等</p> <p>【実施内容】地域包括ケアシステム構築に向け、高齢者等多様な生活支援ニーズに対応するため、NPO、民間企業ボランティア、地域組織等多様な事業主と連携しながら日常生活上の支援体制の充実強化及び高齢者の社会参加の推進を一體的に図るとともに、交流できる多様な場や居場所の整備、交流・参加・学びの機会を生み出すために、参加者の属性や世代に関わらないコーディネートを行う。</p> <p>【所管課】福祉相談課</p>	既存事業
地域活動支援センターの基本事業[第3号のハ]	<p>地域活動支援センター(障害者支援)</p> <p>【対象者】障害者等</p> <p>【実施方式】伊那市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】伊那市社会福祉協議会地域活動支援センター</p> <p>【実施内容】障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターにおいて、基礎的事業に加えて機能を強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図る。</p> <p>【所管課】社会福祉課</p>	既存事業

	地域子育て支援拠点事業[第3号の二]	<p>地域子育て活動拠点事業(子育て支援センター)</p> <p>【【対象者】 全市民および伊那地域定住自立圏住民（箕輪町・南箕輪村）</p> <p>【実施方式】 直営</p> <p>【圏域】 伊那地域定住自立圏域内（伊那市、箕輪町、南箕輪村）</p> <p>【支援機関】伊那地域定住自立圏市町村（伊那市、箕輪町、南箕輪村）</p> <p>【実施内容】未就園児を対象に、親子で楽しく遊ぶ、触れ合う場の提供。講座や、育児の相談等を各センターで開催している。</p> <p>【所管課】子育て支援課</p>	既存事業
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	<p>【対象者】 全市民</p> <p>【実施方式】 伊那市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【支援機関】伊那市社会福祉協議会、子どもの未来応援隊登録団体、地域見守りネットワーク事業登録事業者等</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【実施内容】誰もが安心して地域で生活していけるよう、民間事業者による地域見守りネットワーク、フードバンクや子ども食堂、買い物支援などの困窮者支援を含む共助によるまちづくりを推進する</p> <p>【所管課】福祉相談課</p>	既存事業
新たな機能	参加支援事業[第2号]	<p>【対象者】 全市民</p> <p>【実施方式】 伊那市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【圏域】 市内全域</p> <p>【支援機関】福祉サービス事業所等ニーズと社会資源を勘案し検討</p> <p>【実施内容】既存の支援では対応が困難な本人や世帯の狭間のケースに対応するため福祉サービス事業所などの地域の社会福祉資源を活用、または新たな社会資源を開拓し、要支援者の社会とのつながりづくりに向けた支援を行う</p> <p>【所管課】福祉相談課</p>	新規事業

	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 [第4号]	<p>【対象者】全市民</p> <p>【実施方式】伊那市社会福祉協議会へ委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【支援機関】伊那市社会福祉協議会が配置する地域福祉コーディネーター</p> <p>【実施内容】長期にわたり社会と交流してこなかった方など本人との信頼関係を築くまで時間を要する方等に対し、つながりを持ち続ける見守り支援を行う</p> <p>【所管課】福祉相談課</p>	新規事業
新たな機能	多機関協働事業[第5号・第6号]	<p>重層的支援会議の設置</p> <p>【実施方式】伊那市社会福祉協議会へ一部委託</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【目的】庁内各部署窓口等、各相談支援機関（包括的支援相談窓口）が受けた相談ケースのうち、複雑・複合的な課題を抱え既存の制度では適用できない困難ケースについて、各相談支援機関からの聞き取りをもとに支援の方向性を決め、対象者に対する支援プランを作成するなど、課題を図る。柔軟に対応するため必要に応じて随時開催。</p> <p>【構成メンバー】響働コーディネーター、関係各課担当者、各相談支援機関担当者、その他課題解決のために必要な外部専門職等</p> <p>【所管課】福祉相談課</p>	新規事業
		<p>響働コーディネーターの配置</p> <p>【実施方式】福祉相談課に1名、伊那市社会福祉協議会地域福祉課に1名配置</p> <p>【圏域】市内全域</p> <p>【実施内容】重層的支援会議の進行、関係各課、関係機関との調整や助言、アウトリーチ支援などを一体的に実施するためのコーディネーターを配置する</p> <p>【所管課】福祉相談課</p>	新規事業